



岩出市で お得に設備投資 しませんか！

半島振興法に基づく税制優遇措置

固定資産税の税を**3年間優遇**！

半島振興法に基づく岩出市産業振興促進計画に適合する場合には、固定資産税において不均一課税が適用されます。**※都市計画税については対象外**
※固定資産税の優遇措置を受けようとする場合、1月31日までに所定の手続きが必要となります。

標準税率	初年度	第2年度	第3年度
1.4%	0.14% (標準の1/10)	0.35% (標準の1/4)	0.7% (標準の1/2)

幅広い 対象

対象
業種

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等

※半島振興法に基づく「岩出市産業振興促進計画」を作成しており、当該業種の事業者が行った設備投資に適用することとします。また、「情報サービス業等」とは、有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等又はインターネット付随サービス業に属する事業その他の法律および総務省令で定める事業をいいます。

対象
設備

市内で事業の用に供する償却資産及び家屋並びに当該家屋の敷地である土地

※ただし、土地については、取得の翌日から起算して1年以内に、建設の着手があった上記家屋の敷地のみが対象となります。

中小企業 応援

最小で500万円の設備投資から利用可能！

製造業と旅館業は事業者の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報サービス業等は資本金の規模に関わらず **500万円の設備投資から利用可能**

事業者の規模（資本金）		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
取得 価格	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業 情報サービス業	500万円以上		